

一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

一定の病気とは、

「 認知症・統合失調症・てんかん・再発性の失神・そううつ病・
無自覚性の低血糖症・睡眠障害・その他運転に支障のあるもの」
をいいます。

- 入校前、必要に応じて警察に相談して下さい。
道内の各運転免許試験場では、運転適性相談をお受けしています。
 - 仮免許の取得、運転免許の取得又は更新のときは、
ご自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。
～虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。～
 - 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、
運転を控えてください。
～処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が 悪いときなど。～
 - 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に
相談して下さい。
- ※ 道内の各運転免許試験場の運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方
及びそのご家族の皆さん等からの、運転免許に関する相談を受け付けています。